

(写)

7西教公第117号

令和7年7月14日

西東京市監査委員 岡村保彦殿

西東京市監査委員 本多教義殿

西東京市監査委員 稲垣裕二殿

西東京市教育委員会

教育長 後藤 彰

(公印省略)

令和6年度定期監査の結果に基づく是正・改善措置について（通知）

令和7年3月31日付6西監第195号により是正・改善措置を求められた事項について、別紙のとおり是正・改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき通知します。

指摘事項における是正・改善措置について

指摘事項 1	<p>主管課契約に関する事務について、契約関係書類を確認したところ、実施起案等の書類の記載漏れ・記載誤り、添付書類に不備のあるものが見受けられた。</p> <p>契約事務の手引きにのっとり適正な事務を行うべきである。</p>
是正・改善措置	<p>文書事務、会計事務、契約事務など、自治体職員に必要とされる基本的な業務であり、適正な処理が求められる事務であることを分館長会議において確認するとともに、改めて各種手引き等の活用について周知徹底を図った。</p> <p>特に契約事務については、ダブルチェックや決裁の際に、契約の手引きを添付するとともに、今回不備があった点については注意するよう、注意事項を簡条書きにしたリストを作成し、内容を確認するよう改善した。</p>
指摘事項 2	<p>予算の執行について、地方自治法では、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てることを定めているが、年度内に使用見込みのない郵券を年度末にまとめて購入していたものが見受けられた。</p> <p>法令等にのっとり適正な予算の執行及び管理を行うべきである。</p>
是正・改善措置	<p>予算の単年度主義の原則について、会計年度任用職員を含む公民館職員全体の会議で周知するとともに、適正及び計画的な予算執行を常に意識して業務を行うよう、分館長会議において改めて周知徹底した。</p> <p>また、年度末近くの郵券・消耗品などの購入は、その必要性及び数量等について、館長の承認を得たうえで購入するよう改善を図った。</p>